

子育て給付金

子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し給付金を支給しています。

①に当てはまる高校生以上のお子さんのみを養育している方と、②に当てはまる方は申請が必要。

▼支給対象者（ふたり親）

①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）がいる住民税非課税の養育者

②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、非課税者と同じ水準になった方

※①のうち児童手当を受給している方は支給済みです。

▼支給額 児童1人につき6万円

▼問合せ 保健福祉課福祉係
(ゆとろ内・23 - 3019)

水道

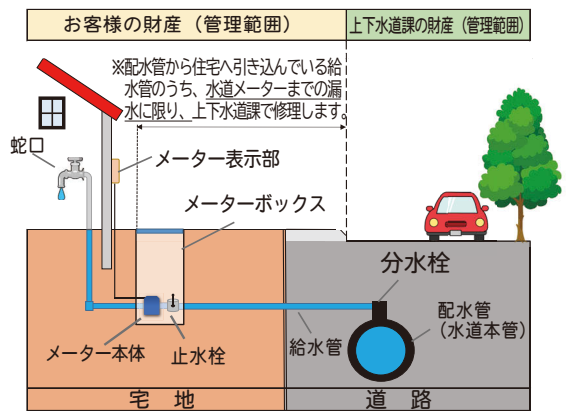
水道に関するお知らせ ～給水装置はお客様の財産です～

配水管（水道本管）から分かれて、各家庭までの給水管や水道メーター、蛇口などを給水装置といいます。給水装置はお客様の財産ですので、お客様で維持管理となりますが、配水管から水道メーターまでの間の漏水に限り、上下水道課の負担で修理を行います。水道メーターの先から住宅の蛇口までの間の漏水の場合や、メーターボックスの破損等の修理はお客様の負担となりますのでご注意ください。

また、給水装置の修理については、当別町の指定給水装置工事事業者でなければなりません。指定事業者は上下水道課にお問合せいただくか、町ホームページで確認できます。

▼問合せ
上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

給水装置の管理範囲について



広告

広告

広告

国保後期

第三者の行為によって けがや病気になったときは

交通事故や暴力行為、飲食店での食中毒など第三者の行為でけがや病気をしたときは、加害者が治療費を全額負担するのが原則ですが、被保険証（国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証）を使って治療することもできます。この場合、事前に「第三者行為による被害届」を役場に提出する必要があります。

また、医療機関で治療する際は第三者行為によるけがなどで保険証を使用する旨、お伝えください。

▼申請に必要なもの

①第三者行為による被害届

②被保険者証

③被保険者の印鑑

※交通事故の際は、事故証明書が必要となる場合があります。

けがの程度が軽くても必ず警察に届け出ましょう。

▼申込み・問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 2467)

税金

eLTAX をご利用ください

エルタックス
eLTAX はインターネットを利用するので、窓口に出向くことなく当別町の法人町民税・個人住民税（特別徴収分）や北海道の法人道民税・事業税・特別法人事業税などの申告や届出、納税が行える便利なシステムです。ぜひ、ご利用ください。

詳細はこちら→
(eLTAX ホームページ)



▼問合せ 北海道札幌道税事務所
(☎ 011 - 204 - 5083)
税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

還元事業

キャッシュレス還元事業 第3弾は Pay Pay !

町内の消費喚起と町内外からの新たな消費の呼び込み、デジタル化の推進のため、町内のキャンペーン実施店舗において、キャッシュレス決済でお支払いをした消費者に対し、決済金額の20%分のポイントを付与する事業（第3弾）を実施します。

▼対象店舗

告知のチラシを掲示している店舗

▼ポイント

決済金額の最大20%（開催期間の付与上限2,000円相当）

▼期間 12月12日～12月31日

▼問合せ 当別町商工会

(☎ 23 - 2447)

産業振興課商工観光係

(☎ 23 - 3129)

広 告

広 告

広 告

介 護

介護マークを活用
してみませんか？



外出先で認知症や障がいのある方を介護していても、周りからは分かりにくく、誤解や偏見を持たれてしまうことがあります。こうした状況を周囲に理解してもらうため、町内に居住し、介護をしている方に介護マーク入りの腕章を無料で配布しています。

介護マークはこんな時に便利！

- ・ 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき。
- ・ 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき。
- ・ 男性介護者が女性用下着を購入するとき など

▼問合せ 介護課高齢者支援係
(ゆとろ内・☎ 27 - 5131)

国 民 年 金

社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書を送付します

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。令和4年1月～令和4年9月に保険料を納付した方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。令和4年10月～12月に初めて保険料を納付した方には、令和5年2月上旬に送付される予定です。

▼問合せ ねんきん加入者ダイヤル
(☎ 0570 - 003 - 004)

入 林

町有林へ入る前に
入林届を提出してください

3月31日(金)まではエゾシカ狩猟期間です。この期間中は、一般入林者のほか、森林調査・工事等の事業者が入林しています。入林者の安全を確保し、狩猟に起因する事故を未然に防止するために、狩猟者もそのほかの入林者も入林届を事前に役場林政係まで提出してください。

また、狩猟期間中に入林する場合は、赤やオレンジなど狩猟者から見て十分に目立つ服装を心がけてください。

▼問合せ ゼロカーボン推進室林政係 (☎ 27 - 5089)

広 告

広 告

広 告